

## 第2章 景観計画区域(景観法第8条第2項第1号)

本市における景観計画区域は、本市全域とします(地先公有水面を含む)。

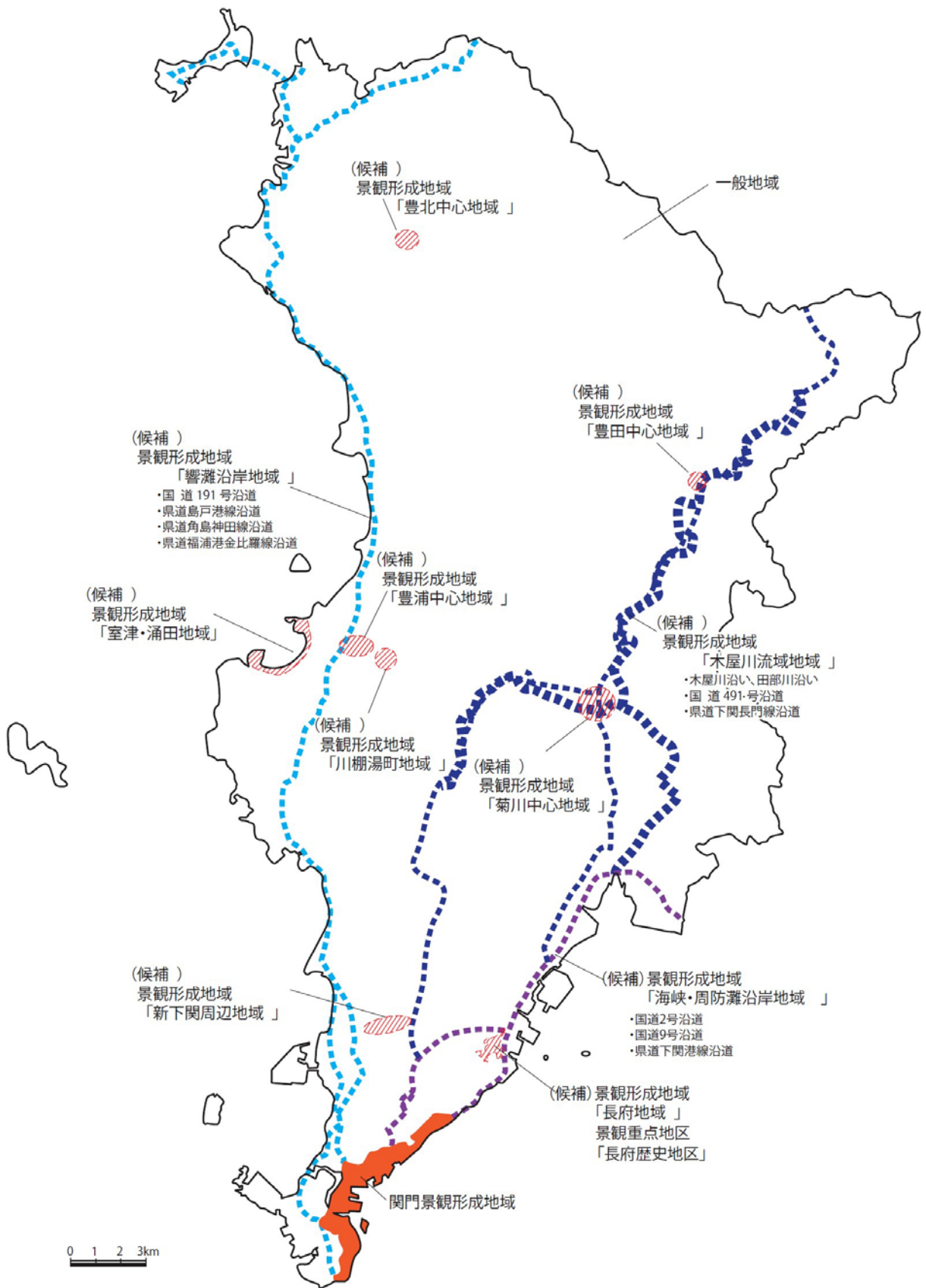
また、関門海峡に面する領域のうち、身近に対岸を意識し、両岸を一体的に認識でき、その特性に応じた景観誘導を行う地域を「関門景観形成地域」と定めます。

今後は、景観計画区域のうち、地域特性を活かした景観形成を誘導する必要がある地域を「景観形成地域」、よりきめ細やかな景観形成を重点的に推進する必要がある地区を「景観重点地区」と区分し、それぞれの実情にあった景観のコントロールを適用することとします。

景観計画区域	下関市全域(地先公有水面を含む)	
景観形成地域	地域特性を活かした景観形成を誘導する必要がある地域	
	候補	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長府地域(街なみ環境整備促進区域のうち、景観重点地区を除いた範囲)</li> <li>○響灘沿岸地域(響灘沿岸における主要な幹線道路の沿線の範囲)</li> <li>○海峡・周防灘沿岸地域(関門海峡及び周防灘沿岸における主要な幹線道路の沿線の範囲)</li> <li>○木屋川流域地域(木屋川及び田部川沿い及び主要幹線道路の沿線の範囲)</li> <li>○新下関周辺地域(JR新下関駅を中心とした地域)</li> <li>○室津・涌田地域(室津湾沿いの地域)</li> <li>○川棚湯町地域(川棚温泉を中心とした地域)</li> <li>○豊浦・菊川・豊田・豊北中心地域(各地域の中心部)</li> </ul>
	景観重点地区	よりきめ細やかな景観形成を重点的に推進する必要がある地区
	候補	○長府歴史地区
	関門景観形成地域	○関門景観条例に基づく関門景観形成地域の下関市内にかかる範囲

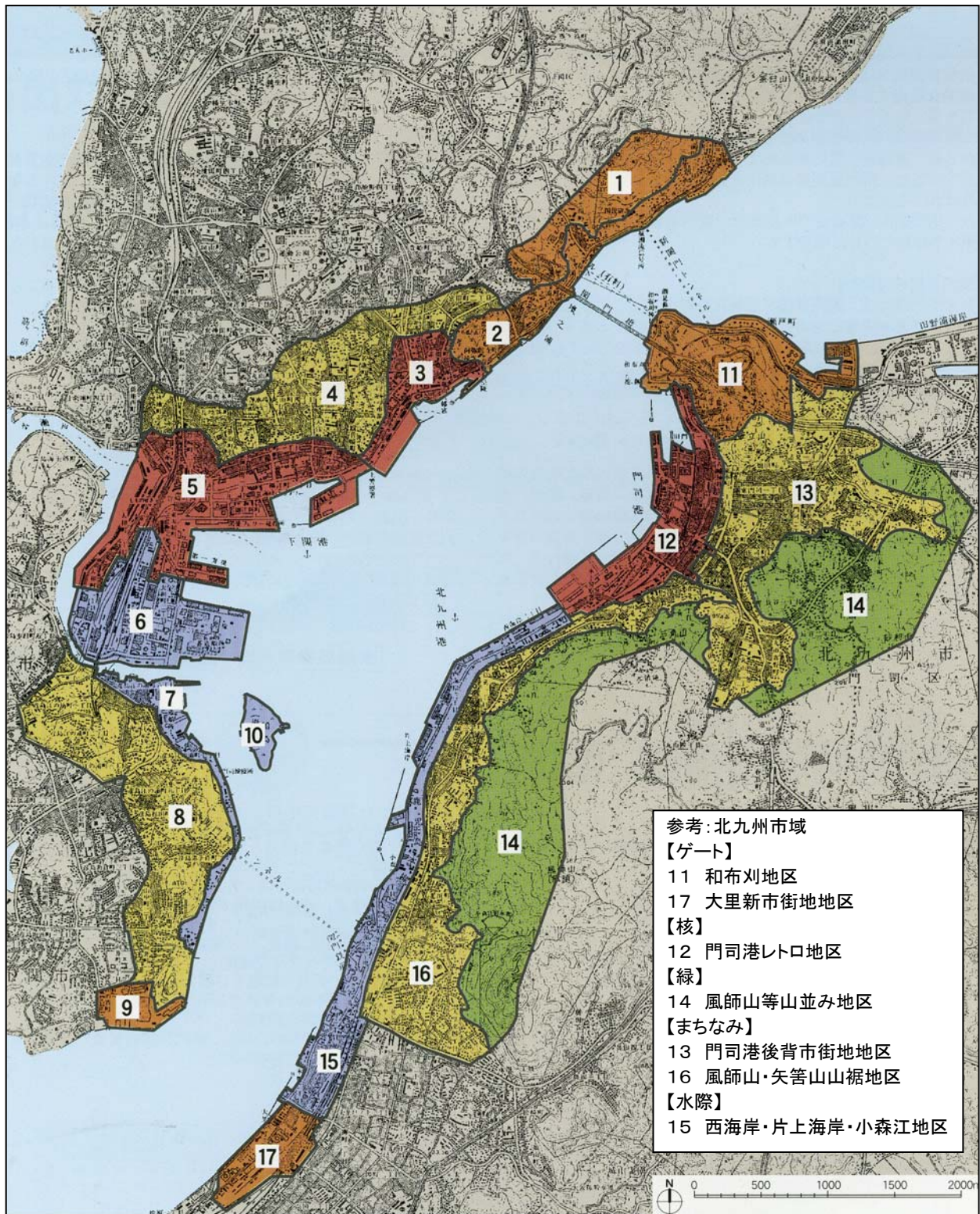
※候補とは、地域の景観形成の熟度に応じて、今後、指定が考えられる地域です。それぞれの地域が指定されるまでは、景観計画区域の基準が適用されます。

■ 下関景観計画区域（地域区分）





■ 関門景観形成地域



なお、本地域は、さらに「ゲート」「核」「まちなみ」「水際」ゾーンとして、以下のように区分する。

	ゲート	核	まちなみ	水際
地区名	1 火の山地区	3 唐戸地区	4 市街地丘陵地地区	6 下関第2突堤地区
	2 前田・壇之浦地区	5 下関都心地区	8 彦島丘陵地地区	7 彦島沿岸部地区
	9 彦島田の首地区			10 巖流島地区